

富山県済生会富山病院 病院内売店運営事業仕様書

1. 件名

富山県済生会富山病院 病院内売店運営事業

2. 事業の概要および目的

本事業は、富山県済生会富山病院（以下、「当院」という）において飲食物、日用品、診療材料等の販売を行うことにより、患者・その家族など病院利用者へのサービス向上を図りながら、当院職員の福利厚生に役立てることを目的とする。

3. 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日

4. 施設概要

(1) 住所

富山県富山市楠木 33 番地 1 富山県済生会富山病院

(2) 病床数

一般病床 250 床

(3) 1 日平均外来患者数（令和 6 年度実績）

407.0 人

(4) 1 日平均入院患者数（令和 6 年度実績）

207.7 人

(5) 職員数（令和 7 年 4 月 1 日時点）

518 人

5. 売店運営業務の概要

(1) 店舗等の面積

富山県済生会富山病院 1 階（店内 約 48 m²、バックヤード 約 9 m²）

(2) 営業日、営業時間

・営業日 年中無休

・営業時間 午前 8 時から午後 7 時

上記を基準とするが、事業者の提案内容により変更することがある。

(3) 運営業務内容に関する条件

<取扱い商品>

①軽食（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ等）

②飲料、菓子類

③文具、日用雑貨、新聞等

④医療衛生材料等

⑤切手、印紙類

⑥その他病院利用者、当院職員にとって利便性があるもので事業者が提案する商品

<自動販売機>

当院が指定する場所に自動販売機（飲料）を設置すること。

<取扱い禁止商品>

酒類、たばこ、成人向け図書、その他当院が療養に適さないと判断する商品。

<決済>

電子マネー、IC カード、クレジットカード決済に対応できること。

<その他提供サービス>

利用者の利便性向上につながるサービスで事業者が提案するもの。

<廃棄物処分>

売店運営で発生した事業ごみは、当院のルールおよび関係法令を遵守し処分すること。

6. 売店運営業務にあたっての留意事項

- (1) 第5項に示した営業日、営業時間等については当院が設ける基準であり、具体的な運営内容については事業者から提案された企画提案書に基づき、協議の上決定する。
- (2) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに当院と協議すること。
- (3) 商品等の搬入時間帯および経路については、当院の承認を得ること。
- (4) 店内、バックヤード、自動販売機周辺は常に整理整頓、清潔保持に努めること。
- (5) 大規模災害発生時には、商品在庫を提供するなど可能な限り協力すること。
- (6) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう配慮すること。
- (7) 使用物件について他の者への譲渡または転貸をしてはならない。ただし、使用者の責任においてフランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せることができる。
- (8) 事業者の事情により契約を解除する場合は、契約解除を希望する日から12ヵ月前に当院へ書面にて通知すること。
- (9) 関係法令に基づき、営業に必要な申請および届出は運営事業者が行うこと。

7. 使用料等

(1) 施設賃貸料

月額：20,000 円（税別）

(2) 水道光熱費

当院にて負担する。

8. 費用負担

- (1) 出店にあたり必要な改装や設備に要する費用および運営にあたって必要な備品等は運営事業者の負担とする。施工内容については当院と十分に協議を行った上で確実な事業の立ち上げを行うこと。なお、現在設置している什器・備品を継続して使用する場合は当院及び現事業者と協議すること。
- (2) 契約期間が終了した場合、または期間の途中で契約を解除する場合における原状回復に関わる費用は、運営事業者の負担とする。

9. 留意事項

- (1) 店舗内で勤務する従業員には医療機関での売店業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたることはもとより、利用者に対して親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、運営事業者はこれを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (2) 当院が参加を求める研修、防災訓練等には可能な限り参加すること。
- (3) 本事業に関連する利用者からの意見、クレームに対して真摯に対応すること。また当院への報告を怠らないこと。
- (4) 事業者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合にはすべて事業者の負担と責任において賠償すること。
- (5) 事業者の責に帰する理由により、病院財産の一部を荒廃させ、損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、現状回復すること。

10. 個人情報保護

運営事業者およびその従業員は個人情報保護法等の関連法令を遵守しなければならない。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

11. その他

本仕様書に疑義があるときは双方協議し決定するものとする。